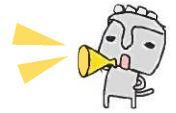


老朽化して危険な空家の解体には補助制度があります！



臼杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金



対象家屋

以下の要件を全て満たすもの

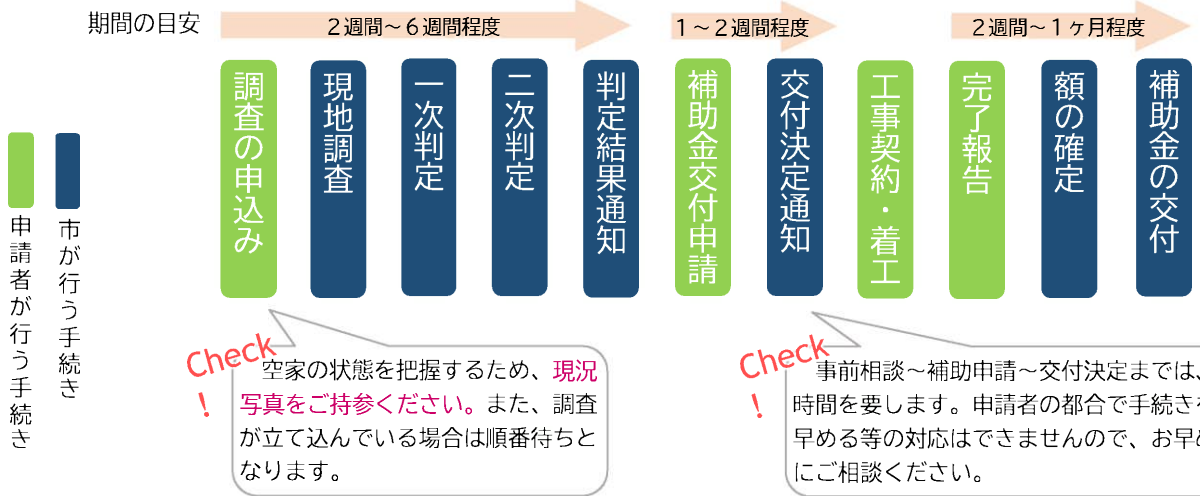
- 木造であること
- 主として居住の用に供していた空き家（1年以上未使用）
※附属建物（納屋、ガレージ、倉庫など）は対象外
- 市が調査を行い、老朽危険空家等判定表により100点以上となったもの
- 周辺住環境を悪化させていると認められるもの
- 所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていないもの

工事業者要件

対象者

老朽危険空家等の所有者または相続関係者で、市税等の滞納がない方

市内に本店または事業所があり、建設業法の許可または建設リサイクル法の解体工事業者登録を受けている業者（個人事業者を含む）



補助額

老朽危険空家等の除去・処分に要する費用の80%×1/2（上限50万円）

※家財道具や地下埋設物（浄化槽等の設備を含む。）の処分費用、解体後の整地費用（軽微なものを除く）、庭木の処分費用などは対象となりません。

その他

- 原則として部分解体は認められません。
- 市から交付決定を受ける前に工事契約・着工したものは補助対象となりません。
- 家の建替えや、駐車場経営などの事業を目的としている場合は補助対象となりません。
- 市の予算の範囲内での実施となりますので、予定件数に達した場合は受付終了となります。

問合せ・ご相談はこちら



臼杵市都市デザイン課

☎0972-86-2711

調査申込書のダウンロードはこちら→

